党規約改正の件

理由

吾が労働農民党現在の規約は　党及支部の運動上種々不備欠陥の点が多分にある　特に機関の中に在る中央執行委員會は唯單に次期大會までの最高機関にされてある如きは　その最も甚しきものであると云はねばならぬ故に吾々は大會に次ぐ決議機関として新らしい中央委員會を機関のうちに加へねばならぬ　次ぎに専門部も常設的に設置し党の活動を敏速活発にし無産階級の政党として完全なる機能を発揮せねばならぬ
左に改正せんとする党規約の全文を掲げる

第壱章　名称

第一条　本党は労働農民党と称し本部を東京に置く

第弐章

第二条　本党は党の綱領　宣言及決議を貫徹するを以って目的とす

第三章　構成

第三条　本党は党の綱領規約を遵守する個人を以って構成す

第四章　機関

第一節　党大會

第四条　党大會は党の最高決議機関にして大會代議員　中央委員